平成２１年（フ）第５３２８号
大阪市旭区大宮３丁目６番13号　ステップハウス　キタ302
債務者　金久　康弘
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９３号
大阪府枚方市山之上北町10番１―303号
債務者　山下　恵子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５５号
大阪府高槻市高西町４番15号
債務者　原田　洋文
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５８号
大阪市平野区流町１丁目７番５号　ＵＮＩＢＯＸビル402
債務者　白髪　　聡
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０１号
大阪府三島郡島本町広瀬２丁目13番18号
債務者　武内　史郎
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５３号
大阪府高槻市氷室町２丁目10番12号
債務者　額賀三有紀
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６５号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目８番25号　パークサウス202
債務者　石丸　智也
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９４２号
大阪府吹田市南吹田２丁目14番18号
債務者　橋口はつみ
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００７号
大阪府吹田市南清和園町31番５号
債務者　浅妻　正紀
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９１号
大阪府門真市元町12番12号
債務者　中西　京子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６９号
大阪府守口市大枝西町14番26―301号
債務者　曽我部　惠（旧姓岸川）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１８３号
大阪府高槻市東和町19番10号
債務者　花井　京子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０６号
大阪府豊中市北条町２丁目２番13号
債務者　水元　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０７号
大阪府豊中市北条町２丁目２番13号
債務者　水元ひとみ
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４２号
大阪市東成区東中本２丁目17番31―804号
債務者　林　　法子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５１号
大阪府寝屋川市石津南町３番44―605号
債務者　石田　義之
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２６７号
大阪府枚方市町楠葉２丁目27番７号
債務者　溝口　礼子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３７８号
大阪市都島区都島本通５丁目10番24号　アクティ都島501号室、住民票上の住所大阪市平野区加美東２丁目10番22号
債務者　瀬戸山隆廣
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部